

2026年度 事業計画書（概要）

自 2026年4月 1日
至 2027年3月31日

一般財団法人 北里環境科学センター

2026年度 事業計画書

一般財団法人 北里環境科学センター

〔 2026年4月1日 ～ 2027年3月31日 〕

一般財団法人北里環境科学センターは今年度開設 49 周年を迎える。この間北里柴三郎博士の理念のもと北里研究所と世紀を越えて蓄積された知的財産を有効活用し、北里大学との学术交流を通じ技術の研鑽や向上に努め、精度の高い技術と品質をもって環境科学に関わる広範な事業を展開してきた。今年度も「環境ドック[®]」構想のもとで環境汚染の予防と改善、啓蒙に資する事業を行い、以て国民の公衆衛生の向上と増進に寄与することを基幹目標とする。当センターは 2020 年以降の我が国における新型コロナウイルス感染症のパンデミックにおいては、微生物部門の受託試験が急増し過去最大の業績を上げることができたが、その制圧による 5 類への移行に伴い、特にウイルス関連検査の試験依頼は大幅に減少した。一方、国内経済の低迷や世界秩序が不安定さを増す中で、これまで安定していた微生物部門の細菌検査収入が 2024 年 12 月以降著しく悪化に転じている。微生物部門はこれまでは収益の要であったため、昨年後半以降の落ち込みは看過できないものがあり全体への影響も大きく、その対策が急がれる。そこで、2026 年度は事業部門を結集して業績回復のための短期対策を実施するとともに、社会の大きな変化に対応できるよう組織改編を含む中期対策も検討から実施を急ぎたい。

以上を踏まえ、当センターにおける 2026 年度の重点目標は、次の 4 点とする。①当センターの試験検査について、環境事業部門と微生物部門の両部門の連携強化を通じ試験検査項目を随時検証の上、その独自性を充実させる。戦略的には、二つの事業部の試験検査の連携に着目したパッケージとしての広報活動を年度の初めまでに強化する。②社会の変化に伴う受託ニーズの変化への迅速な対応や新規事業の新たなイノベーション創出を継続するとともに、近年創出した新規事業を充実させることで収益構造を改善する。微生物部では、細菌検査についての現状試験検査体制を維持しつつも、社会ニーズの変化に伴うその見直しと新規事業の開拓が急務である。特に電化製品に代わって、近年依頼が増加傾向にある医療機器に関しては、拡大への体制を整えながら情報収集を通じ受託増を目指す。さらに、2025 年に登録された産業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）や第二種滅菌技士の資格を受託増に活かす。その他、新規試験としてはこれまでセンターが保有していなかった B 型肝炎ウイルス代替ウイルスによる試験等を可能とし、25 m³ BSL2 指定試験室における新規ウイルス試験の受託も開始する。また、年度初めまでに顧客の新たな試験検査のニーズにセンターのアイデアを加え、新たな試験を構築することで、その早期の実施を目指す。一方環境事業部では、2025 年度までに立ち上げた新規試験、具体的には、(i)花粉以外のダニやペットのアレルゲン試験、(ii)脱臭性能試験、集塵性能試験、微小粒子状物質（PM2.5）に対する除去性能評価試験等を軌道に乗せる。さらに、最近の国際電気標準会議（IEC）規格に定められている集塵性能試験について、国内他機関に遅れを取らぬよう早期の導入を検討する。その他、既成概念に捉われず、新たな安定的な収益構造構築のためイノベーションにも注力する。③福祉施設や医療機関等の感染防御支援活動等や、環境に関連する地域に密着した公衆衛生活動を将来の収益事業への転換も念頭に引き続き推進する。④社会実装への情報収集や技術向上、人材育成等で北里大学等アカデミアや病院との連携を推進する。

より中期的な対策として、センターの組織（業務分担）に関しても、2026 年度中程迄には事業戦略に

沿う機動的な組織への改変を検討の上で実施したい。顧客との対応や試験法の確認、報告書の確認等に於いて、業務効率が改善されると考えられる。

また公益事業として、市民啓発事業、教育研究支援事業、「持続可能な開発目標（SDGs）」に関連する環境保全や感染制御に関する試験体制の強化等は例年通り実施する。2027年は当センターの創立50周年に当たることから、その記念事業に向け具体的な準備を計画的に進める。

当センターの試験検査のため、品質保証にも重点を置く。水質及び空気関連の検査事業部門は行政の動き等も捉えた検査体制を構築すると同時に、品質保証マネジメントシステム（ISO 9001:2015、ISO/IEC 17025:2017）を維持し精度の高い検査結果を提供することで、より一層の信頼性の確保を目指す。

I 環境科学啓発事業（公益事業）

環境科学啓発事業（公益事業）は、センターが保持している環境科学に関する理化学的及び微生物学的分野における知識、技術及び研究実績等を社会に還元することによって、一般市民への環境科学に関する啓発や教育研究機関への支援を行い、健康な生活と生活環境の向上に寄与することを目的としている。今年度は、この目的を達成するために以下の環境科学啓発事業を計画した。

1. 市民啓発事業

この事業は、環境科学に関する様々な情報を市民に還元することを目的として実施するものであり、開催形態は、情報等の還元方法によって以下の区分で実施する。

このうちセミナー、講座、講習会等については、受講者数及び開催要請の増加を図るため、広報内容の充実や発信手段の多様化、関係機関との連携強化など、運営体制全般の見直しと改善に重点を置き、今年度は積極的に取り組んでいく。

（1）センター主催「環境科学セミナー」

このセミナーは、環境科学に関する広範な知識、技術及び研究実績等を一般市民に対して広く公開することを目的として開催する。講師は、斯界の専門家、センターの技術者等とし、有意義な情報を提供することによって、市民の生涯教育に寄与するように努める。

（2）センターが主催又は協力する講座等

この講座等は、環境科学に関心をもつ市民団体等からの要請に応じて開催するものである。講座の内容は、講義形式のみならず必要に応じて実習や現地調査も行う。また、開催場所もセンター内に留まらず、出前講座等の要請にも応える。実例の一つとして、相模原市立環境情報センターが取りまとめている相模原市の環境学習・環境活動プログラム集「エコネットの輪」に、2023年度から出前講座（環境学習プログラム）を登録している。

本年度においても、センターの技術者による出前講座を継続するとともに、ウェブサイトを設置した専用の受付ページを活用し、環境科学に関する講習を実施する。これらの取組を通じて、市民団体等からの要請に幅広く応えていく。

(3) 一般市民が受講可能な講習会等への講師派遣

センター職員が培った知識や研究成果を広く市民に公開することを目的として、一般市民が受講可能な講習会等を企画した団体・機関からの要請に応じ、講師派遣を行う。

(4) 相模原の環境をよくする会の活動

相模原市及び市内事業者で構成される「相模原の環境をよくする会」の会員として、市民や会員向けの啓発活動や調査活動に協力することにより、地元相模原市内の環境保全活動を支援する。

(5) アースクールさがみはら（NPO 法人さがみはら地球温暖化対策協議会）の活動

アースクールさがみはらの活動に参加し、相模原市における地球温暖化防止を含む地域環境啓発活動に協力する。

2025年度から当センター職員が当協議会の理事長を拝命していることを踏まえ、運営への参画を一層強化して積極的に取り組むとともに、事業運営や企画立案への貢献を通じて、地域における環境啓発活動のさらなる充実に寄与する。

(6) その他

その他、この事業目的に合致した市民啓発や教育研究支援に関連する活動を展開する組織等からの要請に応じて、協力並びに支援を行う。

2. 教育研究支援事業

この事業は、環境科学分野の人材育成を目的とした学校法人等教育研究機関や公益事業を行う団体等からの要請に対して、センター職員を講師として派遣・協力、又は学生をセンターに受け入れて研修指導や講座開催に協力する等によって、教育研究活動を支援する。

(1) 大学等教育研究機関又は学会への講師派遣

大学等の教育研究機関又は学会等の要請に対して、専門的な知識を有するセンター職員を講師として派遣することで、環境科学に関する教育・学術活動を支援する。

(2) インターンシップ学生の受入れ

就業体験制度を支援することを目的として、環境科学に関する教育を行っている大学等からのインターンシップ学生を受け入れ、次世代を担う人材の育成に寄与する。

(3) 大学等からの要請による研究指導の支援

大学等からの要請に応じて、環境科学等に関する研究についての卒業論文、修士論文の作成を指導する。

(4) 大学等への検査・試験等の無償実施と指導

大学等教育研究機関への研究支援として、当該機関からの要請に応じて、検査・試験、環境調査並びに環境整備に関するコンサルテーション等を無償で実施する。

(5) 公益事業団体の教育講座開催への支援

センターと目的を共有する公益事業団体からの要請に応じて、環境科学に関する人材育成を目的とした教育講座の開催に係る施設面及び人的支援を行う。

(6) 病院等への検査等の無償実施と指導

病院等への環境整備支援として、当該機関からの要請に応じて、検査、環境調査並びに環境整備に関するコンサルテーション等を実施する。

(7) 地方自治体関連施設等への感染対策指導

高齢者施設等を中心とする公共施設への支援として、当該自治体からの要請に応じて、感染対策に関する環境調査並びに環境整備に係るコンサルテーション等を実施する。

(8) その他

その他、この事業目的に合致した教育目標を掲げる教育研究機関等からの要請に応じて、協力並びに支援を行う。

3. 国際交流事業

この事業は、環境科学に関する教育研究支援活動の一環として、海外に所在する大学等との国際交流を深めることを目的とする。

中華人民共和国にある瀋陽薬科大学とは交流協定に基づき、環境科学に関する学術的な交流を行う。ただし、当該諸地域の社会情勢を注視しつつ、随時計画の見直しを行っていく。

II 検査・評価試験事業

検査・評価試験事業は、法令や各種指針に基づく検査に加え、業界団体等が制定する規格試験に基づき、各種製品等の性能評価を第三者機関として実施する事業である。

評価試験事業においては、センターの独自性を積極的に発信し、試験目的に即した最適な試験内容を提案することを重視している。特に、2025年度に試験方法を構築したアレルギー関連試験や、日本電機工業会が定める JEM 1467 等の試験規格に基づく評価試験については、業務の安定的な運用を推進しているところである。

2026年度は事業部門全体の連携を一層強化し、国際電気標準会議 (IEC) 規格に定められている集塵性能試験について導入検討を進めるとともに、ウェブサイト等を活用した社外への情報発信と顧客ニーズの把握を連動させ、試験業務の受注拡大につなげる方針である。

1. 検査事業

センターの検査事業は、市民生活の安心・安全を確保することを目的として、生活環境に関わる法令等に基づく理化学的検査及び微生物学的検査を実施するものである。また、法令や指針に定められていない検査についても、衛生管理向上の必要性や有用性に関する情報提供を行い、依頼者のニーズ

に応じて検査を受託する。さらに、これまでセンターが蓄積してきた技術と経験を活かし、検査結果に対する専門的なコメントや施設改善に向けた提案など、情報提供サービスを継続して実施していく。併せて、生成 AI を検査データの整理・解析や報告書作成支援に活用し、業務プロセスの効率化と検査体制の高度化を図る。

(1) 法令等に基づく検査事業

検査の実施にあたっては、万全な検査体制と高水準の検査技術を維持しつつ、法令遵守と信頼性確保に努める。具体的には、これまでと同様に行政だけでなく第三者機関が実施する精度管理調査にも継続的に参加し、高水準の検査技術並びに顧客が要求する信頼性の確保を図る。

また、行政の指導のもと顧客と協議しながら検査を実施してきた有機フッ素化合物（PFAS）のうち、「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）」及び「ペルフルオロオクタン酸（PFOA）」が 2026 年度から水質基準に引き上げられる。今年度は顧客に対しこの基準改正を踏まえた水質検査計画を提案・実施するとともに、要検討項目に追加されるその他の有機フッ素化合物（PFHxS 等）について分析が可能であることを行政等に積極的に周知し、受託拡大につなげていく。

- ① 水道法関連事業
 - (i) 水質検査
 - (ii) 貯水槽水道施設検査
- ② 計量法に基づく事業
- ③ 温泉法関連事業
- ④ 公衆浴場法等関連事業
- ⑤ 放射性物質測定関連事業
- ⑥ 病院、大学施設等の職域環境における作業環境測定事業
- ⑦ その他の法令・指針等に基づく事業

(2) 環境衛生や健康に関する検査事業

法令等で義務付けられていない検査項目についても、市民生活を守るために将来法令化等が想定される検査項目の先取り提案を行い、検査依頼者のニーズに基づく検査を実施する。また、各種の感染症対策については、顧客が施設に提供した感染症対策機器の性能評価についても積極的に取り組み、迅速で有益な評価を行うよう努める。

- ① 室内空気環境調査
- ② 空気環境中の浮遊粒子及び微生物の実態調査
- ③ 環境水中の微生物検査
- ④ その他環境材料等の微生物検査
- ⑤ 食品衛生に関わる自主検査
- ⑥ その他の環境衛生及び健康に関わる検査

2. 評価試験事業

2025 年度に達成した産業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）の登録及び、新型コロナウイルス流行収束後の市場環境の変化を受け、2026 年度においては、収益構造の改革と事業の持続的発展を

優先課題とする。

2024 年度後半より微生物試験の収益が減退傾向にある現状を鑑み、これまでの電化分野の評価体制を維持しつつ、需要の伸長が著しい医療分野の評価体制を整える。具体的には、第二種滅菌技師等の有資格者を中核とした組織体制を整え、医療機器学会等における積極的な広報活動を通じて、技術的信頼性の周知と新規受託の獲得を推進する。

試験業務の拡充においては、25 m³試験チャンバーの活用を深化させ、インフルエンザウイルス等の実際のウイルスを使用した試験を受託できる体制を整えるほか、浴室、自動車内を想定した 10 m³以下の小空間試験系を早期に確立する。また、欧州規格（EN 17272）による空間除菌試験の本格稼働や、マウスノロウイルスを用いた高度な試験体制の構築を急ぐ。特に家庭用空気清浄機に関しては、従来の微生物除去試験に加え、脱臭性能試験、集じん性能試験及びアレルゲン低減化試験を包含した「評価パッケージ」を提供することで、顧客にとっての利便性を高めるとともに、付加価値の拡大を図る。

また、試験受託のみならず知的財産収入の獲得を視野に入れた共同開発を推進する。学会においては、単なる技術提示に留まらず、顧客と共に課題解決に歩む姿勢を打ち出すことで、企業イメージの向上に努める。設備投資に関しては、常に費用対効果を評価し、経営の健全性を維持しつつ、BSL3 実験室の整備や新興感染症対策への投資を継続的に検討する。人材育成においては、世代交代を見据えた技術承継と多能工化を推進し、品質向上とコスト削減を両立させる。これらの取り組みを通じて社会的使命を果たしつつ、安定的に収益を創出する事業体制の構築を目指す。

（１）細菌・かび試験

人の生活環境の質を向上させる目的で開発される様々な機器及び抗菌剤等を対象としてその基本性能を評価する。

- ① 洗剤等の抗菌性能評価試験
- ② 家電製品等の除菌性能評価試験
- ③ 医療用具等の除菌性能評価試験
- ④ 抗菌剤の効力評価試験
- ⑤ 素材の抗菌効果評価試験
- ⑥ JIS（日本産業規格）に基づく評価試験
- ⑦ 日本薬局方に基づく試験
- ⑧ その他、本項の目的に合致する評価試験

（２）ウイルス（大腸菌ファージを含む）試験

ウイルス感染症の制御、あるいは環境中のウイルスを制御する目的で開発される様々な機器類や抗ウイルス剤等を対象としてその基本性能を評価する。

- ① 抗ウイルス剤の効力評価試験
- ② 家電製品等のウイルス除去性能評価試験
- ③ 素材・天然物の抗ウイルス効果評価試験
- ④ 抗ウイルス薬候補物質の抗ウイルス能評価試験（試験管内試験）
- ⑤ 水処理過程等におけるウイルス除去性能評価試験
- ⑥ その他、本項の目的に合致する評価試験

(3) 理化学試験

水道水を供給する給水装置等の水道資機材や浄水器の浸出性能試験、浄水又は浄水処理過程において水に注入される水道用薬品の評価試験、「透析液清浄化ガイドライン」に基づく透析用水管理基準項目試験、その他日本薬局方に基づく精製水等の試験や異物検査等を実施する。また、6面ステンレス製 30 m³ (8 畳間相当) 多目的試験室及び 1 m³ チャンバーを活用し、揮発性有機化合物の放散量試験や家電製品によるにおいの除去性能評価試験等を、微生物部と連携しながら顧客のニーズに応じて実施していく。

2025 年度は、花粉アレルギーに加え、ダニアレルギーやペット由来アレルギーなど新規アレルギーに対応した試験系を立ち上げ、受託可能なレベルまで確立した。これにより、使用可能なアレルギーの種類が拡大し、2025 年度に構築した試験系を含め、受託可能な試験メニューを増やすことができた。2026 年度は、これら新たな試験系を軌道に乗せるため、試験方法の技術的安定化を図るとともに、広報活動を強化し受託拡大につなげていく。

① 水質関係評価試験

② 臭気・室内空気等の評価試験

(i) 日本電機工業会が定める JEM 1467 等の試験規格に基づく家電製品等の性能評価試験

(ii) 臭気に関わる評価試験

(iii) 実際の居室を模した空気環境下での揮発性有機化合物の放散量試験

(iv) その他

③ アレルギーを対象とした評価試験

(i) 家電製品などのアレルギー除去効果評価試験

(ii) 素材のアレルギー低減効果評価試験

(iii) 液剤のアレルギー低減効果評価試験

(iv) ガスによるアレルギー低減効果評価試験

3. 研究開発事業

新たな試験方法の開発・改良と試験分野の新規開拓等を目的に、水、食品、大気等に混入してくる微生物や有害化学物質の実態調査と制御方法に関する研究及び試験方法の開発・改良に関する研究開発に取り組む。社会情勢の変化等に応じて、柔軟に対応できる試験検査体制をとる。

顧客のニーズに応じ、最新の感染動向を踏まえ新たな微生物やウイルス株を導入した試験方法の開発や既存の試験方法の改良に取り組む。

また、研究開発の成果を、関連学会等を介して速やかに公表し、専門分野における評価を受けることによって、情報収集と職員の技術的なレベルアップを図り、新たな課題の設定や試験方法の改良に役立てる。

(1) 研究開発

① アレルギー試験に関する試験系の整備

② 家電製品等の微生物制御にかかわる性能評価試験方法の開発

③ 抗菌・抗ウイルス製品の性能評価方法の検討

④ 水の精密分析技術等の改良に関する研究

- ⑤ 新たに問題となる病原微生物に対する検査方法に関する研究
- ⑥ 新規事業の開発に関する研究
- ⑦ 新たなウイルス株に対する試験方法の開発及び試験方法改良に関する研究

(2) 研究開発成果の公表

- ① 関連学会及び研究集会
- ② 関連学術誌や業界誌
- ③ 顧客企業が作成されたパンフレット及びプレスリリース等の情報
- ④ 当センターのウェブサイト
- ⑤ その他、有用と思われるメディア

4. 技術協力事業

(1) 講師派遣

業務における関係団体への技術協力を目的に、各団体が主催する下記に掲げる研修会・講習会等に専門的な知識を有する職員を講師として派遣する。

- ① 環境微生物の制御に関する研修会・講習会等
- ② 防菌・防黴に関する研修会・講習会等
- ③ 水道水、環境水、温泉に関する研修会・講習会等
- ④ 微生物試験法・抗ウイルス試験法に関する講習会等

(2) 外部委員会等への参画及び技術協力

業務における関係団体への技術協力、知的財産の提供を目的に、各団体から委嘱された委員会、研究事業等に専門的な知識を有する職員を委員、研究員として派遣する。

- ① 環境微生物の制御に関する委員会等
- ② 感染症対策に関する委員会等
- ③ その他、参加が妥当と認められる各種委員会等

5. 品質保証

(1) 現在、認証を取得している ISO 9001:2015 等、品質マネジメントシステムの維持管理について、ISO・登録事業管理委員会が担当し、センターにおけるすべての検査・試験業務に係る品質保証システムの維持管理を行うことにより、顧客満足度の向上及び検査・試験の信頼性確保を図る。

ISO/IEC 17025:2017 についても、認定を維持することによって、高い精度の試験データを顧客に提供する。

微生物部門においては、2025 年に登録された産業標準化法試験事業者登録制度 (JNLA) に基づき、新たなマネジメントシステムと技術的要求事項のもとで更に高い精度の試験データを顧客に提供する。

(2) 試験結果の精度・信頼性を保証するために、厚生労働省、神奈川県等の行政機関又は第三者機関の実施する外部精度管理に積極的に参加し、優秀な結果を得る。

また、内部精度管理を定期的実施することによって、試験実施要員の力量評価を適切に行い、

必要があれば教育・訓練を行うことにより試験実施要員の技術力を向上させる。

(3) 職員の技術力向上のために学会、研修会等に積極的に参加するとともに、内部研修を継続的に実施し、より高度な技術者を養成して試験・検査の信頼性を高めることにより、様々な顧客のニーズに対応できるようにする。

(4) 社会情勢に応じた様々な試験・検査依頼に対応するため、必要に応じて実験室や分析機器等のインフラを整備する。

Ⅲ 法人運営管理

法人運営管理部門（業務執行理事・総務部門等）は、法人運営、総務、財務、人事、給与、福利厚生、ICTの積極的活用、部門間の情報共有・連携と協力体制の構築、センター全体の業務効率化等の広汎な職務を、法令遵守の下、円滑かつ適切に執り行うものである。

今年度は、前年度から継続する事項、及び新たな事項について次の通り重点的に取り組んでいく。

1. 財務体質の強化

(1) 収益向上

- ・事業計画の推進ならびに予算の達成に努める。
- ・新規事業の構築を促進する。

(2) 経費削減

- ・必要経費を厳密に審査して予算計上するとともに、複数の業者からの見積比較実施を推進する。

(3) 資産運用

- ・2023年度から開始した資産運用を継続する。
- ・取引銀行及び証券会社からの提案を踏まえ新規の資産運用を検討する。

2. 部門内・部門間の連携

- ・事業部門である環境事業部と微生物部において、両部門にまたがる試験の包括的な受注の強化に向けて、連携体制を強化する。
- ・事業部門と管理部門の間でも、各事業において、又は法人運営に関する事項において、連携の必要がある分野では連携を推進する。
- ・業務負担や時間外労働の部門間での平準化を図るため、部門間の応援体制の推進を行う。

3. ICT化の推進

- ・悪質なサイバー攻撃を回避するため、OA機器及びアプリケーションについて更新を行い、最新のセキュリティ対策を講じる。
- ・基幹システムとして運用しているファイルメーカープロについて、引き続き業務内容に即した

改修・機能拡張を行い、入力・集計・帳票出力等の業務処理の自動化・効率化を推進する。あわせてペーパーレス化を進めることにより利便性の向上及び業務の迅速化を図る。

- ・ウェブサイトの運用について、閲覧の安全性を維持し、試験案内ページ等の掲載を継続的に更新し、検査・試験業務に関する情報提供の充実を図ることで、受託業務の拡大につなげる。

4. 緊急事態時の事業継続体制

- ・自然災害発生時における事業継続体制の構築について、引き続き取組を進め、緊急時においても業務を継続できる体制の強化を図る。

5. 公益法人会計基準改定への対応の準備

- ・当法人が採用している会計基準「公益法人会計基準」が、一般社団財団法人制度発足以後初めて大幅に改定された。数年の猶予期間はあるが、これに対応するため、情報収集と、各種の計算書類の変更の準備を進める。

6. 研修・教育

(1) 職員研修

事業目的や事業計画に即した戦略的な課題の解決、コンプライアンスの徹底、高い人事考課能力等、センター職員に必要な知識の習得のために、講演会開催やウェブ研修を実施する。

(2) 部門内における人材教育

試験・検査技術の向上、顧客満足度向上のためのスキル習得に努める。

(3) 新人研修

新たに採用する職員がいる場合は、育成マニュアルに沿い、外部研修を活用しながら、フォローアップ研修も視野に入れた育成に努める。

また、現在在籍している職員についても必要に応じてフォローアップ研修等を実施していく。

7. 科学研究費補助金（科研費）の適正管理及び研究支援体制の強化

- ・科研費について、関係法令及び関係機関が定める規程・ガイドライン等に基づき、適正な管理・執行を徹底する。研究代表者及び研究分担者に対する事務支援体制を維持・強化するとともに、申請手続、執行ルール及び報告業務等に関する周知を図り、円滑な研究遂行を支援する。

また、不正使用防止の観点から、内部規程及び運用体制の点検・見直しを継続的に行うとともに、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、科研費の適正使用に対する意識の向上を図る。併せて、自己点検・評価及びモニタリングを通じて管理体制の実効性向上に取り組む。

8. 50周年記念事業の準備

- ・センターは2027年4月に創立50周年を迎えることから、50周年記念事業として、記念誌の発行、祝賀会及び記念講演会の開催を予定している。この実施に向けて2026年度は、50周年記念事業の事業計画を策定するとともに、各事項の実施体制及びスケジュールの具体化、職員の担当分け、委託先との協議、各種見積りの取得及び予算案の作成等を行い、事業実施に向け

た準備を計画的に進める。

以上